

2014年2月27日

大阪府議会議長様

社団法人大阪府精神障害者家族会連合会  
大阪府中央区法円坂1-1-35  
アネックスパル法円坂A棟4階  
会長 倉町公之

重度障害者の医療費助成及び公共交通機関の運賃割引等の  
精神障害者への適用に関する請願

趣旨（要旨）

1993年（平成5年）に障害者基本法により、これまで主に医療の対象であった精神障害者が障害者福祉の対象として位置づけられ、身体障害者や知的障害者と同水準の福祉施策を整備する根拠が与えられました。

しかし、その後も、障害者福祉において多くの障害者間の格差は解消されていません。

身体障害者及び知的障害者の重度障害者については、全ての医療費が助成の対象となっていますが、精神障害者については、精神科の通院医療以外の診療科目については助成の対象にはなっていません。

当会が実施したアンケート調査の結果にも、診療費の負担から受診を控えるなど経済的に苦しい状況が浮き彫りになっています。また、北海道、愛知、兵庫、福岡など16道県及びさいたま、神戸など7政令市では、精神障害者に対する助成が実施されています。

また、身体障害者及び知的障害者については、JR、民営鉄道、バス、航空機等の運賃、高速道路の通行料金などが割引の対象となっていますが、精神障害者については、大阪市営交通、高槻市営バスの運賃以外は、割引の対象にはなっていません。

当会が実施したアンケート調査の結果にも、交通費の負担で困っている声が多数寄せられています。また、青森、東京、奈良、など34都府県及び大阪、広島など16政令市では、精神障害者についても一部路線バスや地下鉄の運賃の割引助成等が実施されていますが、JR、大手民営鉄道、航空機の運賃、高速道路の通行料金については、全国的に実施されていません。

今回、次の2項目について請願いたします。

請願事項（項目）

1. 重度障害者の医療費助成

精神障害者についても、重度障害者の医療費助成が適用されること

2. 公共交通機関の運賃割引等

精神障害者についても、公共交通機関の運賃割引等が実施されるよう、国土交通省、JR、関西大手民鉄等に要望すること

紹介議員の署名は別紙による。